

配分金規程

5

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員で、以下「会員」という。)の就業に伴う収入金の配分について定めることを目的とする。

(現金、直接全額払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対して、その就業にかかわる配分金を現金で直接その全額を支払わなければならない。ただし、センターと会員との間に約束がある場合には、その額を控除し又は口座振込みにより支払うことができる。

(約束の日支払の原則)

第3条 センターは、会員への配分金の支払いは、約束の日を支払わなければならない。

(社会的相当配分金の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び家内労働法(昭和45年法律第60号)に準拠し、社会的に相当なものでなければならない。

(配分金基準の決定手続き)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

(委任)

第6条 この規程の執行について必要事項は、理事長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人伊達市シルバー人材センター設立登記の日から施行する。
令和2年1月24日から適用